

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第140回）議事概要

1 日 時

令和6年1月23日（火）10時00分～10時53分

2 場 所

Web会議による開催

3 出席者

(1) 委員（敬称略）

三友 仁志（部会長）、山下 東子（部会長代理）、相田 仁、大谷 和子、
西村 暢史、西村 真由美、藤井 威生、森 亮二、矢入 郁子

（以上9名）

(2) 総務省

今川総合通信基盤局長、木村総合通信基盤局電気通信事業部長、
渋谷総合通信基盤局総務課長、
井上料金サービス課長、柴田料金サービス課課長補佐、
竹内料金サービス課課長補佐、廣瀬料金サービス課課長補佐、
安西料金サービス課消費者契約適正化推進室長、
佐藤料金サービス課消費者契約適正化推進室課長補佐

(3) 事務局

坂平情報流通行政局総務課課長補佐

4 議 題

(1) 答申事項

電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第3174号】

審議の結果、本件について、諮問のとおり改正することが適当との答申をした。

【内容】

本件は、「接続料の算定等に関する研究会」第七次報告書（令和5年9月）を踏まえ、第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備に関し、接続当事者間の合意に基づき「ビル&キープ方式」を選択可能とするための電気通信事業法施行規則等の一部改正について答申をしたもの。

(2) 諮問事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（令和6年度の接続料の改定等）について【諮問第3176号】

審議の結果、本件について意見募集及び再意見募集を実施し、提出された意見及び再意見を踏まえ、接続委員会において調査・検討を行うこととした。

【内容】

本件は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第33条第2項に基づく接続約款の変更の認可について諮問を受けたもの。

イ 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（令和4年総務省令第6号）の一部改正【諮問第3177号】

審議の結果、本件について、総務省において意見募集を実施し、提出された意見を踏まえ審議を行うことを決定した。

【内容】

本件は、「消費者保護ルールの在り方に関する検討会」での議論を踏まえ、期間拘束契約に係る違約金等に関する制限の経過措置の廃止時期等を明確化するため、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（令和4年総務省令第6号）の一部改正について諮問を受けたもの。

本部会にて配付された資料をご覧になりたい方は、総務省HPにおいて公開しておりますのでご覧ください。

また、総務省において、閲覧及び貸し出しを実施しておりますので、下記までご連絡をお願いいたします。

担 当：総務省情報流通行政局総務課審議会係 坂平・望木

電 話：03-5253-5694

メール：ip-council@soumu.go.jp